UNIPRES

第77回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年６月22日（水曜日）午前10時

場　　所

新横浜プリンスホテル５階 シンフォニア

目　　次

■ 第77回定時株主総会招集ご通知…… 1
■ 株主総会参考書類 …… 4
（添付書類）
■ 事業報告 …… 19
■ 連結計算書類 …… 42
■ 計算書類 …… 55
■ 監査報告書 …… 68

ユニプレス株式会社

証券コード：5949

(証券コード　5949)
平成28年６月１日

株　主　各　位

横浜市港北区新横浜一丁目19番20号
ユニプレス株式会社
代表取締役　吉　澤　正　信

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月22日（水曜日）　午前10時（受付開始：午前９時）

2. 場　　所　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番地
新横浜プリンスホテル　５階　シンフォニア

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第77期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.unipres.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

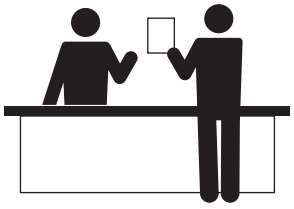

会場は新横浜プリンスホテルでございます。同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

平成28年6月22日(水)
午前10時

詳細は末尾のご案内をご覧ください ▶▶

郵　　送

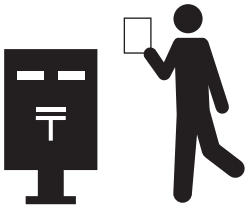

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月21日(火)
午後6時到着

インターネット



指定の議決権行使ウェブサイト(http://www.it-soukai.com/)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月21日(火)
午後6時まで

詳細は3ページをご覧ください ▶▶

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使について

(1) 郵送（書面）による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

(2) 行使期限は平成28年６月21日（火曜日）午後６時00分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
(3) 郵送（書面）とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）
・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2 お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120-768-524（平日 9：00～21：00）**
(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120-288-324（平日 9：00～17：00）**

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

第77期の期末配当につきましては、当期の業績その他諸般の状況を勘案し、当社普通株式１株につき17円50銭といたします。なお、中間配当金として１株につき17円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき35円となり、前期より10円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円50銭　総額　　788,463,603 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月23日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は平成27年４月に経営の意思決定と監督機能を業務執行と明確に分離することで、迅速な経営判断と業務執行を実現し、あわせてコーポレートガバナンス強化による企業価値の向上を目的として、経営管理体制の変更を行いました。

今般、より一層のガバナンスの強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を実施することといたしました。つきましては、次のとおり定款の変更を行うものであります。

(1) 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります（変更案第４条）。
(2) 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります（変更案第20条第２項及び第21条第２項）。
(3) 第５章の標題を「監査役及び監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります（変更案第32条から第34条まで）。また、会社法上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤の監査等委員の選定を可能とするためこれを明記するものであります（変更案第31条）。
(4) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります（現行定款規定第31条から第33条まで、第37条及び第39条）。
(5) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります（変更案第20条、第22条、第24条、第25条、第27条及び第28条）。
(6) 現行定款規定第39条の削除に伴い、附則を新設するものであります（変更案の附則）。
(7) 条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、項番号の新設を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査役 (3)　監査役会 (4)　会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査等委員会 （削　除） (3)　会計監査人
（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役の員数は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、10名以内とする。
（新　設）	②当会社の監査等委員である取締役の員数は、５名以内とする。
（取締役の選任決議） 第21条　（条文省略）	（取締役の選任決議） 第21条　（現行どおり）
（新　設）	②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
②取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

現　行　定　款	変　更　案
(取締役の任期) 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。	(取締役の任期) 第22条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。
(新　設)	②任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の７日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の７日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議方法及び議事録) 第25条　(条文省略) ②取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。	(取締役会の決議方法及び議事録) 第25条　(現行どおり) ②取締役会の議事については、取締役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。

現　行　定　款	変　更　案
(代表取締役及び執行役員) 第27条　当会社は、取締役会の決議をもって、取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。 (条文省略)	(代表取締役及び執行役員) 第27条　当会社は、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定めるものとする。	(取締役の報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定めるものとする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
(監査役の員数) 第31条　当会社の監査役の員数は、５名以内とする。	(削　除)
(監査役の選任決議) 第32条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうものとする。	(削　除)
(監査役の任期) 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
(常勤の監査役) 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定するものとする。	(常勤の監査等委員) 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の７日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の７日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(監査役会の決議方法及び議事録) 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行なうものとする。 ②監査役会の議事については、監査役会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。	(監査等委員会の決議方法及び議事録) 第33条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なうものとする。 ②監査等委員会の議事については、監査等委員会議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行ない、当会社に保存するものとする。
(監査役の報酬等) 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定めるものとする。	(削　除)
(監査役会規程) 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の決議により定める監査役会規程によるものとする。	(監査等委員会規程) 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の決議により定める監査等委員会規程によるものとする。

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができるものとする。 ②当会社は、監査役との間に、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。	（削　除）
第40条～第42条　（条文省略）	第35条～第37条　（現行どおり）
（新　設）	附　則 第１条　当会社は、第77回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②第77回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案である「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案である「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 よしざわ　まさのぶ **吉澤　正信** （昭和28年８月25日生） 所有する当社株式の数 28,100株 再　任	**昭和51年４月**　日産自動車㈱入社 **平成12年４月**　同社第一調達部長 **平成15年４月**　当社入社　常務執行役員海外業務部長 **平成16年６月**　当社取締役・常務執行役員 **平成17年４月**　当社取締役・専務執行役員 **平成19年４月**　当社取締役・副社長執行役員 **平成21年６月**　当社代表取締役・副社長執行役員 **平成23年４月**　当社代表取締役社長兼社長執行役員 **平成27年６月**　当社代表取締役・社長執行役員（現任） **重要な兼職の状況** ㈱ユニプレス技術研究所代表取締役社長 ユニプレス九州㈱取締役 ユニプレスノースアメリカ取締役 ユニプレスアメリカ取締役 ユニプレスサウスイーストアメリカ取締役 ユニプレスアラバマ取締役 ユニプレスメキシコ取締役 ユニプレスイギリス取締役 ユニプレス（中国）董事 ユニプレス広州董事 ユニプレス鄭州董事 ユニプレス精密広州董事 ユニプレスインド取締役 ユニプレスタイ取締役 ユニプレスインドネシア監査役 **取締役候補者とした理由** 吉澤正信氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社の経営企画部門、海外事業部門及び調達部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2 **朝日　茂**（あさひ　しげる） (昭和26年４月３日生) 所有する当社株式の数 13,600株 **再　任**	**昭和50年３月**　大和工業㈱（現ユニプレス㈱）入社 **平成15年４月**　当社経営企画部長 **平成16年４月**　当社常務執行役員経営企画部長 **平成18年６月**　当社取締役・常務執行役員 **平成19年４月**　当社取締役・専務執行役員 **平成23年４月**　当社取締役・副社長執行役員（現任） **現在の担当** 中国地域 経営企画部門、海外事業部門、ロシア事業準備室 **重要な兼職の状況** ユニプレスイギリス取締役 ユニプレス（中国）董事長兼総経理 ユニプレス広州董事長 ユニプレス鄭州董事長 ユニプレス精密広州董事長 ユニプレスインド取締役 ユニプレスタイ取締役 ユニプレスインドネシア取締役 ユーエムコーポレーション取締役 マニュエットオートモーティブブラジル取締役 **取締役候補者とした理由** 朝日　茂氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社の経営企画部門、原価企画部門及び海外事業部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3 志津田（しづた）　篤（あつし） (昭和29年12月22日生) 所有する当社株式の数 3,800株 再　任	昭和52年 4 月　日産自動車㈱入社 平成14年 4 月　同社先行車両開発部長 平成18年 4 月　同社執行役員 平成20年 4 月　同社常務執行役員 平成26年 4 月　当社入社　専務執行役員 平成26年 6 月　当社取締役・専務執行役員 平成27年 4 月　当社取締役・副社長執行役員（現任） **現在の担当** 技術本部、品質部門、工機部門 **重要な兼職の状況** ㈱ユニプレス技術研究所取締役 **取締役候補者とした理由** 志津田篤氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社の技術部門及び品質保証部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。
4 山川（やまかわ）　浩由（ひろよし） (昭和31年７月４日生) 所有する当社株式の数 19,000株 再　任	昭和60年10月　山川工業㈱（現ユニプレス㈱）入社 平成15年 4 月　当社トランスミッション部品事業部 TM技術部長 平成17年 4 月　当社常務執行役員トランスミッション部品事業部副事業部長兼TM技術部長 平成23年11月　ユニプレス精密広州董事長兼総経理 平成24年 4 月　ユニプレス（中国）総経理 平成25年 4 月　当社常務執行役員 平成25年 6 月　当社取締役・常務執行役員 平成27年 4 月　当社取締役・専務執行役員（現任） **現在の担当** 技術本部、樹脂部品事業部門 **重要な兼職の状況** ㈱ユニプレス技術研究所取締役 **取締役候補者とした理由** 山川浩由氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社のトランスミッション部品事業部門及び樹脂部品事業部門において業務実績を有しており、その豊富な経験と能力から、当社取締役として適任であると判断したためであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5 **島田　芳明** （しまだ　よしあき） （昭和39年２月１８日生） 所有する当社株式の数 0株 **新　　任** **社　　外** **非業務執行**	**昭和61年 ４月**　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 **平成23年 ４月**　同社薄板事業部ブリキ営業部長 **平成28年 ４月**　同社執行役員薄板事業部副事業部長（現任） **重要な兼職の状況** 新日鐵住金㈱執行役員 **社外取締役候補者とした理由** 島田芳明氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は新日鐵住金㈱の執行役員であり、自動車鋼板に関する豊富な知見の当社経営への反映が期待できることから、当社社外取締役として適任であると判断したためであります。

（注）1. 島田芳明氏は、当社の特定関係事業者である新日鐵住金㈱の執行役員を兼務しており、当社は、同社の製品を得意先から支給という形で供給を受けておりますが、同社と当社に直接の取引はありません。また、同社と当社は共同でプレス成形技術に関する研究を行っております。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 島田芳明氏は社外取締役候補者であります。
4. 島田芳明氏が取締役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案である「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案である「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1 柿沼（かきぬま）　光宏（みつひろ） (昭和27年３月27日生) 所有する当社株式の数 0株 新　任	**昭和50年 ４月**　㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行 **平成14年 ４月**　同行外為事務部長 **平成17年 ６月**　飯野海運㈱執行役員 **平成21年 ７月**　みずほ健康保険組合常務理事 **平成24年 ６月**　当社監査役 **平成27年 ６月**　当社常勤監査役（現任） **重要な兼職の状況** ユニプレスモールド㈱監査役 **取締役候補者とした理由** 柿沼光宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏は金融機関における長年の経験を有しており、また、当社において常勤監査役として業務を遂行してきた実績から、経営の監視を遂行するに適任であると判断したためであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2 **葭葉　裕子**（よしば　ひろこ） (昭和41年２月20日生) 所有する当社株式の数 0株 新　　任 社　　外 独立役員	平成９年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 葭葉法律事務所（現葭葉・秋定法律事務所）入所（現任） 平成14年４月　中央大学法学部兼任講師 平成18年６月　中ノ郷信用組合監事（現任） 平成19年４月　中央大学法科大学院兼任講師 平成20年10月　川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員（現任） 平成24年４月　最高裁判所司法研修所教官 平成27年６月　当社取締役（現任） 平成28年４月　総務省情報公開・個人情報保護審査会委員（現任） 平成28年４月　川崎市行政不服審査会委員（現任） 平成28年４月　中央大学法科大学院客員講師（現任） **重要な兼職の状況** 弁護士（葭葉・秋定法律事務所） 中ノ郷信用組合監事（非常勤） 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員 **社外取締役候補者とした理由** 葭葉裕子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断したためであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3 にしやま　しげる **西山　茂** (昭和36年10月27日生) 所有する当社株式の数 0株 新　任 社　外 独立役員	**昭和59年４月**　監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 **昭和62年３月**　公認会計士登録 **平成７年８月**　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）退所 **平成７年９月**　㈱西山アソシエイツ代表取締役 **平成15年４月**　ピジョン㈱社外監査役（現任） **平成18年４月**　早稲田大学大学院教授（現任） **平成27年６月**　当社監査役（現任） **平成28年６月**　㈱リコー社外監査役（予定） **重要な兼職の状況** 早稲田大学大学院教授 ピジョン㈱社外監査役 ㈱リコー社外監査役（予定） **社外取締役候補者とした理由** 西山　茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として培われた専門的知識・経験及び大学院教授としての幅広い見識を有し、経営全般の監視と有効な助言が期待できることから、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断したためであります。

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 葭葉裕子氏及び西山　茂氏は社外取締役候補者であります。
3. 葭葉裕子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
4. 当社は、葭葉裕子氏と西山 茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。西山 茂氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに、過去において在職した経験がありますが、その在職期間内における当社での監査等の実績はなく、また、同所を平成７年８月に退所後約20年が経過しており同所の意向に影響される立場はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を十分に有すると判断しております。
5. 当社は、現在、監査役である柿沼光宏氏及び西山　茂氏、社外取締役である葭葉裕子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。なお、各氏の監査等委員である取締役への選任が承認された場合には、各氏と同内容の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬限度額については、平成23年６月28日開催の第72回定時株主総会決議において年額５億５千万円以内とご承認いただき、今日にいたっておりますが、第２号議案である「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、同額の年額５億５千万円以内（うち、社外取締役の報酬額は年額３千万円以内）と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

また、現在の取締役は６名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役１名）となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第２号議案である「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、現在の監査役の報酬限度額と同額の年額１億円以内と定めること、並びに各監査等委員に対する具体的金額、支給の時期の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、売上高につきましては、北米における増産影響及び円安に伴う為替影響等により、3,254億円（前連結会計年度比166億円増、5.4％増）となりました。利益につきましては、当社グループをあげて取り組んでおりますUPS（ユニプレス生産システム）活動を柱とした合理化効果のほか、北米における増産対応費用の削減等により、営業利益は220億円（同42億円増、23.8％増）となりましたが、為替差損等の計上により、経常利益は181億円（同１億円減、1.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は97億円（同25億円増、35.3％増）となりました。

(1) セグメント別の状況

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

❶ 日本

得意先の減産影響により、売上高は930億円（前連結会計年度比79億円減、7.8％減）となり、セグメント利益（営業利益）は58億円（同11億円減、16.9％減）となりました。

❷ 米州

得意先の増産影響に加え為替影響等により、売上高は1,230億円（同189億円増、18.2％増）となり、増産対応費用の削減等により、セグメント利益は71億円（前年同期は２億円の損失）となりました。

❸ 欧州

円安による為替影響はあったものの、販売用型設備の販売減等により、売上高は339億円（前連結会計年度比９億円減、2.8％減）となりました。また、セグメント利益は、年金関連費用の一時的増減等により15億円（同18億円減、54.8％減）となりました。

❹ アジア

経済成長の鈍化に伴う得意先の減産影響等があったものの、為替影響等により、売上高は753億円（同66億円増、9.7％増）となり、セグメント利益は70億円（同２億円減、3.6％減）となりました。

(2) 研究開発の状況

当社グループは、「収益構造改革の推進」「戦略的事業の拡充」「技術開発力の強化」を中期経営方針として、得意先ニーズである安全性向上、地球環境保護、原価低減、開発期間短縮等のために、製品の設計・開発から、製品性能の解析・実験、工法開発、金型・設備の設計・製作、量産までの一貫した体制を擁しております。

開発につきましては、当社のプレス成形技術を柱として、自動車メーカーや鉄鋼メーカーとの共同活動、UPS思想に基づく効率的なものづくりの活動等に取り組んでおります。研究開発に携わる人員は当連結会計年度末で326名であり、当連結会計年度の研究開発費は36億円となっております。また、当社グループ全体で、当連結会計年度末において産業財産権を90件保有しております。

当社グループにおける研究開発活動は、日本において行われており、車体プレス部品、トランスミッション部品、樹脂部品の各事業において、下記のコンセプトで開発を進めております。

❶ 製品開発

- 製品の強度・剛性の最適化
- 製品の小型・軽量化
- プレス技術を応用した製品の設計
- 開発期間の短縮化

❷ 材料開発

- 高強度鋼板
- 高剛性樹脂材料
- 軽量化樹脂材料

❸ 工法開発

- 高強度鋼板プレス加工法
- ホットプレス工法
- 金属精密塑性加工法
- 軽合金材料のプレス工法
- 軽合金材料の溶接工法
- 高強度パイプ加工法
- 高強度樹脂プレス加工法
- 樹脂複合成形加工法

2 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、国内外のモデルチェンジ投資を中心に、リース資産も含め有形固定資産に総額で184億円実行いたしました。

3 資金調達の状況

当社グループは、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）導入等の資金効率化により有利子負債の削減に取り組んでおります。

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益と減価償却費等より291億円の収入となったことに対し、投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等に186億円支出した結果、フリー・キャッシュ・フローは104億円のプラスとなりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、長短借入金の返済等により64億円の支出となりました。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べ18億円増加し268億円となりました。なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は303億円となり、前連結会計年度末の427億円に比べ124億円減少しております。

4 対処すべき課題

今後の自動車業界は、新興国への地域的拡大が更に進展するとともに、更なるコスト競争力向上と技術革新が求められており、当社グループを取り巻く事業環境は、一段と厳しい状況が続くものと予測いたします。

当社グループといたしましては、中期経営方針に「グローバルNo.１企業を目指し、徹底したUPS活動の推進により収益力と競争力を強化する」を掲げ、コスト競争力強化を目的に、従来から取り組んでおりますUPS活動を更に深化させ、グローバルに拡大展開し収益基盤の強化を図ります。

また、今後起きるであろう事業環境変化への迅速な対応や、新市場をも見据えた新技術・新商品開発が推進できる機動的な技術開発体制を構築するために、当社グループは既存３事業のプレス技術を基盤とした技術開発機能を株式会社ユニプレス技術研究所に集約し、更なる深化・発展を目指して活動してまいります。

今後とも海外における新事業を推進することによりグローバル戦略企業としての基盤を更に強化してまいります。

また、既存の生産拠点におきましては、いかなる経営環境下においても収益力とコスト競争力を維持強化するため、生産性の向上と体制の整備に努めてまいります。併せて、グローバル化に対応した本社機能の充実と技術開発力を強化するため人材の確保と育成を進めてまいります。

5 財産及び損益の状況

区　分	第74期 (平成25年３月期)	第75期 (平成26年３月期)	第76期 (平成27年３月期)	第77期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売　上　高（百万円）	237,832	289,491	308,739	325,423
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	11,218	8,208	7,207	9,750
１株当たり当期純利益（円）	238.50	175.19	170.89	217.81
総　資　産（百万円）	167,805	210,955	238,356	233,274
純　資　産（百万円）	105,009	109,081	121,375	129,253
１株当たり純資産額（円）	2,094.96	2,431.88	2,681.93	2,674.58

（注）「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度から、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

6 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名〔正式名称〕	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ユニプレス技術研究所	10百万円	100.0%	車体プレス部品事業、トランスミッション部品事業及び樹脂部品事業
ユニプレス九州株式会社	450百万円	100.0%	車体プレス部品事業
ユニプレス精密株式会社	353百万円	100.0%	トランスミッション部品事業
ユニプレスモールド株式会社	457百万円	77.0%	樹脂部品事業
ユニプレス物流株式会社	400百万円	100.0%	その他事業
ユニプレスサービス株式会社	20百万円	80.0%	その他事業
ユニプレスノースアメリカ〔UNIPRES NORTH AMERICA, INC.〕	700千米ドル	100.0%	車体プレス部品事業及びトランスミッション部品事業
ユニプレスアメリカ〔UNIPRES U.S.A.,INC.〕	157百万米ドル	60.0%	車体プレス部品事業
ユニプレスサウスイーストアメリカ〔UNIPRES SOUTHEAST U.S.A.,INC.〕	20百万米ドル	100.0%	車体プレス部品事業
ユニプレスアラバマ〔UNIPRES ALABAMA, INC.〕	5百万米ドル	100.0%	車体プレス部品事業
ユニプレスメキシコ〔UNIPRES MEXICANA, S.A. DE C.V.〕	224百万メキシコペソ	70.0%	車体プレス部品事業及びトランスミッション部品事業
ユニプレスヨーロッパ〔UNIPRES EUROPE, SAS.〕	40千ユーロ	100.0%	車体プレス部品事業
ユニプレスイギリス〔UNIPRES (UK) LIMITED〕	12百万英ポンド	100.0%	車体プレス部品事業
ユニプレスロシア〔UNIPRES RUSSIA LLC〕	1,000百万ルーブル	100.0%	車体プレス部品事業
ユニプレス(中国)〔UNIPRES (CHINA) CORPORATION〕	350百万人民元	100.0%	車体プレス部品事業及びトランスミッション部品事業
ユニプレス広州〔UNIPRES GUANGZHOU CORPORATION〕	192百万人民元	—%	車体プレス部品事業
ユニプレス鄭州〔UNIPRES ZHENGZHOU CORPORATION〕	126百万人民元	—%	車体プレス部品事業

会社名〔正式名称〕	資本金又は出資金	出資比率	主要な事業内容
ユニプレス精密広州〔UNIPRES PRECISION GUANGZHOU CORPORATION〕	224百万人民元	—%	トランスミッション部品事業
ユニプレスインド〔UNIPRES INDIA PRIVATE LIMITED〕	1,900百万インドルピー	85.3%	車体プレス部品事業
ユニプレスタイ〔UNIPRES (THAILAND) CO., LTD.〕	10百万タイバーツ	99.9%	車体プレス部品事業
ユニプレスインドネシア〔PT. UNIPRES INDONESIA〕	368,248百万インドネシアルピア	79.7%	車体プレス部品事業

（注）1. 出資比率については、当社の出資比率を記載しております。
2. ユニプレス広州、ユニプレス鄭州及びユニプレス精密広州は、ユニプレス（中国）の100%子会社であります。
3. ユニプレスアメリカの資本金のうち、140百万米ドルは議決権のない優先株式であり、そのすべてを当社が出資しております。
4. ユニプレスヨーロッパは、連結範囲対象外であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7 主要な事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
車体プレス部品	プラットフォーム部品、車体骨格部品、ガソリンタンク等燃料系部品、シャシー部品、プレス用金型、溶接用設備・治具
トランスミッション部品	オートマチックトランスミッション部品、エンジン部品、四駆トランスファー部品、プレス用金型、溶接用設備・治具
樹脂部品	内外装トリム部品、車体構造部品、プレス用金型、溶接用設備・治具
その他	工場プラントの設計建設、設備メンテナンス、製品等の輸送

8 主要な事業所及び工場

(1) 当社

名称	所在地
本社	神奈川県横浜市
富士事業所	静岡県富士市
相模事業所	神奈川県大和市
工機工場	神奈川県大和市
富士工場	静岡県富士市、静岡県富士宮市
栃木工場	栃木県真岡市、栃木県小山市、神奈川県横須賀市

(2) 国内子会社

名称	所在地
株式会社ユニプレス技術研究所	神奈川県横浜市
ユニプレス九州株式会社	福岡県京都郡
ユニプレス精密株式会社	静岡県富士市
ユニプレスモールド株式会社	静岡県富士市
ユニプレス物流株式会社	神奈川県大和市
ユニプレスサービス株式会社	静岡県富士市

(3) 国内関連会社

名称	所在地
カナエ工業株式会社	静岡県富士宮市
株式会社サンエス	静岡県藤枝市

(4) 海外子会社

名　　称	所　　在　　地
ユニプレスノースアメリカ	アメリカ合衆国テネシー州
ユニプレスアメリカ	アメリカ合衆国テネシー州
ユニプレスサウスイーストアメリカ	アメリカ合衆国ミシシッピ州
ユニプレスアラバマ	アメリカ合衆国アラバマ州
ユニプレスメキシコ	メキシコ合衆国アグアスカリエンテス州
ユニプレスヨーロッパ	フランス共和国イブリン県
ユニプレスイギリス	英国タイン・アンド・ウェア州
ユニプレスロシア	ロシア連邦レニングラード州
ユニプレス(中国)	中華人民共和国広東省
ユニプレス広州	中華人民共和国広東省
ユニプレス鄭州	中華人民共和国河南省
ユニプレス精密広州	中華人民共和国広東省
ユニプレスインド	インド共和国タミル・ナードゥ州
ユニプレスタイ	タイ王国バンコク都
ユニプレスインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州

(5) 海外関連会社

名　　称	所　　在　　地
マニュエットオートモーティブブラジル	ブラジル連邦共和国リオデジャネイロ州
ユーエムコーポレーション	フランス共和国パ・ド・カレー県
ユニプレス東昇大連	中華人民共和国遼寧省

9 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人

セグメントの名称	使用人数（名）	前期末比増減（名）
日本	3,139	46（増）
米州	3,104	263（増）
欧州	733	39（増）
アジア	2,374	143（増）
合計	9,350	491（増）

（注） 使用人数は、就業人員であります。

(2) 当社の使用人

区分	使用人数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	1,505	37（増）	43.5	19.9
女性	132	9（増）	38.6	12.9
計又は平均	1,637	46（増）	43.1	19.3

（注） 使用人数は、就業人員であります。

10 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	11,878
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,751
シンジケートローン	6,552

（注） シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする４社の協調融資によるものであります。

Ⅱ．会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 74,000,000株

2 発行済株式の総数 47,710,073株

3 株主数 4,263名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
新日鐵住金株式会社	7,831	17.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,895	6.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,156	4.8
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,593	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,243	2.8
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	811	1.8
江口昌典	793	1.8
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	686	1.5
ジェーピー モルガン チェース バンク 385166 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	679	1.5
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	604	1.3

（注）1. 信託銀行各社の持株数には、信託業務に係る株式数が含まれております。
2. 当社は自己株式2,655千株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

（平成19年６月28日開催の定時株主総会による決議）

新株予約権の数（個）	474
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	47,400
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	954
新株予約権の行使期間	自　平成21年７月１日 至　平成29年６月27日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

当社の役員の保有状況

該当事項はありません。

（平成20年６月25日開催の定時株主総会による決議）

新株予約権の数（個）	654
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	65,400
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,082
新株予約権の行使期間	自　平成22年７月１日 至　平成30年６月22日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

当社の役員の保有状況

該当事項はありません。

（平成21年６月25日開催の定時株主総会による決議）

新株予約権の数（個）	2,015
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	201,500
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,032
新株予約権の行使期間	自　平成23年７月１日 至　平成31年６月24日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要するものとする。

当社の役員の保有状況

	新株予約権の数（個）	新株予約権の目的となる株式の種類	保有者数（名）
取　締　役	379	普通株式	2
監　査　役	113	普通株式	1

Ⅳ．会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	吉澤正信	社長執行役員 ㈱ユニプレス技術研究所　代表取締役社長 ユニプレス九州㈱　取締役 ユニプレスノースアメリカ　取締役 ユニプレスアメリカ　取締役 ユニプレスサウスイーストアメリカ　取締役 ユニプレスアラバマ　取締役 ユニプレスメキシコ　取締役 ユニプレスイギリス　取締役 ユニプレス（中国）　董事 ユニプレス広州　董事 ユニプレス鄭州　董事 ユニプレス精密広州　董事 ユニプレスインド　取締役 ユニプレスタイ　取締役 ユニプレスインドネシア　監査役
取締役	朝日茂	副社長執行役員 中国・アジア地域、経営企画部門、海外事業部門、ロシア事業準備室担当 ユニプレスイギリス　取締役 ユニプレス（中国）　董事長兼総経理 ユニプレス広州　董事長 ユニプレス鄭州　董事長 ユニプレス精密広州　董事長 ユニプレスインド　取締役 ユニプレスタイ　取締役 ユニプレスインドネシア　取締役 ユーエムコーポレーション　取締役 マニュエットオートモーティブブラジル　取締役

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	志津田　篤	副社長執行役員 技術本部、品質部門担当 ㈱ユニプレス技術研究所　取締役
取締役	山川浩由	専務執行役員 トランスミッション部品事業部門、 樹脂部品事業部門担当 ㈱ユニプレス技術研究所　取締役
取締役	森　高弘	新日鐵住金㈱　執行役員
取締役	葭葉裕子	弁護士（葭葉・秋定法律事務所） 中ノ郷信用組合　監事（非常勤）
監査役	塩見壮一郎	常勤監査役 ユニプレス（中国）　監事 ユニプレスインドネシア　監査役
監査役	柿沼光宏	常勤監査役 ユニプレスモールド㈱　監査役
監査役	増田一則	非常勤監査役 ㈱ユニプレス技術研究所　監査役 ユニプレス九州㈱　監査役
監査役	西山　茂	非常勤監査役 早稲田大学大学院教授 ピジョン㈱　社外監査役 アステラス製薬㈱　社外監査役

（注）1. 取締役　森 高弘氏及び葭葉裕子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役　柿沼光宏氏及び西山 茂氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役　葭葉裕子氏及び監査役　西山 茂氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
4. 監査役　西山 茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
就任　森 高弘　（平成27年６月24日付）
葭葉 裕子　（同上）
退任　魚津 哲夫　（平成27年６月24日付）
増田 正秀　（同上）
尾越 英樹　（同上）
伊藤 芳雄　（同上）
森田 幸彦　（同上）
塩川 進次　（同上）
6. 当事業年度中の監査役の異動は、次のとおりであります。
就任　西山 茂　（平成27年６月24日付）
辞任　辰澤 延夫　（平成27年６月24日付）

7. 当社は、平成27年６月24日開催の第76回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する定めを設けております。当該定款に基づき、当社は社外取締役及び監査役全員と、会社法第423条第１項の責任について、法令の限度額に限定する旨の契約を締結しております。
8. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏　名	地位
副社長執行役員	魚津哲夫	米州地域担当、ユニプレスノースアメリカ社長
専務執行役員	増田正秀	欧州地域担当、ユニプレスヨーロッパ社長、ユニプレスイギリス会長
専務執行役員	尾越英樹	ユニプレス九州㈱代表取締役社長
専務執行役員	伊藤芳雄	総務部門、人事部門、情報システム部門、調達部門担当、ユニプレスサービス㈱代表取締役社長
専務執行役員	渡部圭介	工場・生産管理部門、UPS推進室担当
専務執行役員	渡辺寿也	営業部門担当
専務執行役員	二宮利宏	トランスミッション部品事業部門（副）担当、㈱ユニプレス技術研究所専務
常務執行役員	森田幸彦	経理部門、原価企画部門担当
常務執行役員	塩川進次	工機部門担当、㈱ユニプレス技術研究所常務
常務執行役員	江口裕	㈱ユニプレス技術研究所常務
常務執行役員	田中孝芳	ＴＭ営業部長
常務執行役員	三浦高行	ユニプレスインド社長
常務執行役員	丸山昭	㈱ユニプレス技術研究所常務
常務執行役員	泉信也	社長付
常務執行役員	前田涼二	㈱ユニプレス技術研究所常務
常務執行役員	熊智斌	ユニプレス広州総経理、ユニプレス（中国）副総経理

2 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役 (うち社外取締役)	12 (2)	226 (7)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	41 (19)
計	17	267

（注）1. 上記には、平成27年６月24日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役６名及び監査役１名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額については、平成23年６月28日開催の第72回定時株主総会決議において年額５億５千万円以内としております。また、監査役の報酬限度額については、平成18年６月29日開催の第67回定時株主総会決議において年額１億円以内としております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額43百万円（社外を除く取締役43百万円）を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「Ⅳ.会社役員に関する事項　1．取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

なお、森　高弘氏は当社の特定関係事業者である新日鐵住金㈱の執行役員を兼務しており、当社は、同社の製品を得意先から支給という形で供給を受けておりますが、同社と当社に直接の取引はありません。同社と当社は共同でプレス成型技術に関する研究を行っております。

また、柿沼光宏氏の兼職するユニプレスモールド㈱は当社の国内子会社であります。

その他の社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	森　高弘	平成27年６月24日の取締役就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、他社において経営に携わった経験と知見に基づき、当社の意思決定の妥当性・業務執行の適正性確保の観点から、意見・助言を行っております。
取締役	葭葉裕子	平成27年６月24日の取締役就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、弁護士としての経験と知見に基づき、当社の意思決定の妥当性・業務執行の適正性確保の観点から、意見・助言を行っております。
監査役	柿沼光宏	当該事業年度に開催された取締役会16回と監査役会15回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験に基づき、当社の意思決定の妥当性・業務執行の適正性確保の観点から、意見・助言を行っております。
監査役	西山　茂	平成27年６月24日の監査役就任以降に開催された取締役会10回と監査役会10回のすべてに出席し、公認会計士及び大学院教授としての経験と知見に基づき、当社の意思決定の妥当性・業務執行の適正性確保の観点から、意見・助言を行っております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	85百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85百万円

（注）1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者の監査を受けております。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると判断した場合に監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。

Ⅵ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するため、以下の通り内部統制体制を整備いたします。

❶ 経営と執行を分離し、取締役は経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会から委譲された業務執行を行います。

❷ 内部統制委員会を設置し、同委員会の下に①リスクマネジメント②財務情報適正開示③コンプライアンスの３小委員会を設けて方針・方策を決定して内部統制体制の一元的推進を図ります。

(1) 取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

❶ 行動規範を制定し、社長執行役員が全役職員にその精神を伝え、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の基盤とすることを徹底する。

❷ 社長執行役員は、コンプライアンス担当執行役員を任命し、総務担当部門をコンプライアンス統括部署とし、全社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握を行う。また、コンプライアンス小委員会を設置し、コンプライアンス上の問題点に対処する体制の整備を実施する。

❸ 役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合に、直接通報・相談することが出来る「ユニプレス・ホットライン」を設置する。また、通報・相談窓口として、コンプライアンス統括部署に加えて、内部監査部門・監査役・労働組合を指定し、公平性・透明性を確保する。

❹ 社長執行役員は、財務情報適正開示担当執行役員を任命し、経理担当部門を財務情報適正開示統括部署とし、財務情報適正開示体制の整備及び問題点の把握を行う。また、財務情報適正開示小委員会を設置し、財務情報適正開示上の問題点に対処する体制の整備を実施する。

❺ 取締役の職務の執行を監査するための独立機関として、監査役会を置く。

❻ 代表取締役社長直轄の内部監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

社長執行役員は、取締役会・経営会議等の職務の執行に係る情報を、稟議規程等の社内規程に従い、関連資料と共に保存する。取締役会情報は総務担当部門、経営会議情報は経営企画担当部門がこれを管理する。尚、情報管理部署は、取締役及び監査役がこれらの文書を常時閲覧できる状態を保持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長執行役員は、リスクマネジメント担当執行役員を任命し、総務担当部門をリスクマネジメント統括部署とし、全社のリスクマネジメント体制の整備及び問題点の把握を行う。また、リスクマネジメント小委員会を設置し、リスクマネジメント推進上の問題点に対処する体制の整備を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

❶ 取締役の経営に関する意思決定と業務執行を分離し、経営の意思決定の透明性の確保と業務の効率的運営を図ることを目的に、執行役員制度を制定する。

❷ 執行役員を中心に構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づいた業務執行方針の確認と業務執行進捗を行う。

❸ 経営会議、取締役会にて３ヶ年中期経営計画の策定と承認を行う。各管掌取締役は中期経営計画に基づく年度方針を策定し、部門毎の業務計画を承認する。

❹ 各部門を担当する執行役員は、効率的な業務遂行監視体制の下で各部門の業務進捗管理を行う。

❺ 経営会議にて月次業績の進捗管理を実施する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告

子会社各社の重要情報は、関係会社管理規程に基づき経営企画部及び関係部門が報告を受けたうえで当社経営会議に報告する。

(6) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社リスクマネジメント体制に基づき子会社各社がリスクマネジメント体制の整備及び問題点の把握を行う。子会社各社のリスクマネジメント活動については、関係会社管理規程に基づき総務部が報告を受けたうえで当社リスクマネジメント小委員会に報告する。

(7) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社各社は規模に応じた役員会議体についての規程を制定し、それに基づいて効率的に職務を執行する。

(8) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

❶ 子会社各社は、当社内部統制規程、その他関係規程に基づき内部統制環境の整備を進める。

❷ 行動規範を子会社へ展開し、子会社各社は法令遵守及び社会倫理の遵守を徹底する。

❸ 当社内部監査部門による子会社各社の内部監査及び内部統制強化のための支援・助言を実施する。

(9) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務補助をする組織を総務担当部門とし、補助担当者を定め、監査役の指示のもと監査業務の補助を行う。

(10) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助担当者の人事異動・懲戒処分については、監査役と事前に協議を行う。

(11) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

❶ 次の場合には、監査役は社長執行役員又は取締役会に対して必要な要請を行う。
①監査役の指示により補助使用人が行う会議等への出席、情報収集その他必要な行為が、不当に制限されていると認められる場合。
②補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合。

❷ 上記要請は、必要に応じ監査役会における審議を経て行う。かかる要請に対し、社長執行役員又は取締役会が正当な理由なく適切な措置を講じない場合には、監査役は、監査役会における審議を経て、監査報告等においてその旨を指摘する。

(12) 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等が監査役に報告をするための体制

監査役会に報告すべき事項は、監査役会と協議の上で制定し、取締役または取締役会から委任を受けた執行役員は次に定める事項を報告する。

❶ 経営会議で審議された事項（常勤監査役は経営会議に出席）。
❷ 当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
❸ 重大な法令・定款違反に関する事項。
❹ ユニプレス・ホットラインの通報状況及び内容に関する事項。
❺ その他内部統制上重要な事項。

また、監査役会と内部監査部門は四半期毎に協議し、監査役監査と内部監査の効率性を図る。使用人は重大な事実を発見した場合、直接監査役に通報・相談できるものとする。

(13) 上記（12）の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記体制に基づく監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行わないこととし、その旨を内部統制規程に定めて当社及び当社子会社役職員に周知徹底する。

（14）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第388条に基づいて速やかに当該費用等を処理する。

（15）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、各業務執行部門は管掌取締役の指示のもと、監査役監査に協力する。

また、監査役会は必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の監査業務に関するアドバイザーを任用することができる。

（16）反社会的勢力排除に向けた体制整備

反社会的勢力との関係根絶を目的に、行動規範に『反社会的勢力との取引や利益供与は、いかなる理由・場合をもってしても一切行わない』ことを定め、全役職員に遵守することを徹底する。

また、コンプライアンス担当執行役員及びコンプライアンス統括部署は、関係部門に対応方法の周知を図るとともに、外部専門機関と連携して、速やかに対処できる体制の整備を実施する。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

❶ 当社では、役員・従業員等が遵守すべき業務遂行の指針である「行動規範」及び「行動規範手引き」（解説書）を全役職員に配布し、コンプライアンス・プログラム運用計画に基づく年2回の行動規範教育を実施してその周知徹底に努めております。またEラーニング教育とアンケートを通じてその効果を確認し、その結果をコンプライアンス小委員会に報告しております。

❷ 財務報告の信頼性を確保するため、財務情報適正開示小委員会を５回開催し、財務情報適正開示体制の整備及び問題点の把握に努めております。またその体制の整備状況及び運用状況については、社長執行役員が直轄する内部監査部門が内部監査を実施して確認し、必要な是正や改善を行い、継続的な体制強化に努めております。

❸ 損失の危機の管理に関しては、全社的リスク評価・分析を実施し、全社的な対応が必要なリスクを全社６大リスク（税法対策・為替変動対策・情報セキュリティ・事業継続（ＢＣＰ）・人的資源リスク・コンプライアンス）に選定した上で、各リスクの低減活動を行っており、その活動の進捗状況を取締役会に報告しております。また、リスクマネジメント小委員会を４回開催し、リスクマネジメント推進上の体制整備に努めております。

❹ 当社では、経営の意思決定と監督機能を業務執行と明確に分離し、迅速な経営判断と業務執行を実現するため、執行役員制度を導入しております。経営会議は随時開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。取締役会については、16回開催し、経営戦略や経営計画等の基本方針について、自由な意見交換のもとで建設的な議論を行っております。また各議案について社外取締役に事前説明をすることで社外取締役は議案を前もって検討することができ、業務執行の状況等の監督の実効性は確保されていると考えております。

❺ 監査役会は、社外監査役２名を含む監査役４名で構成されております。常勤監査役が年間の監査計画に基づき内部統制システム監査や部門監査を実施するとともに、その結果について代表取締役と面談し、意見交換を行っております。監査役の職務補助については、監査役会事務局を総務部に設置し、補助担当者が監査役の指示に基づき監査業務の補助を行っております。また監査役は、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、コンプライアンスや内部統制の整備状況など多岐に渡る事項について意見交換を行っております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**104,479**	**流動負債**	**77,901**
現金及び預金	27,553	支払手形及び買掛金	27,495
受取手形及び売掛金	42,090	電子記録債務	2,784
有償支給未収入金	2,983	短期借入金	24,158
製品	10,168	リース債務	773
仕掛品	7,495	未払金	5,225
原材料及び貯蔵品	4,359	未払法人税等	1,955
繰延税金資産	2,249	賞与引当金	2,754
その他	7,859	役員賞与引当金	88
貸倒引当金	△279	その他	12,665
固定資産	**128,795**	**固定負債**	**26,118**
有形固定資産	**114,627**	長期借入金	6,175
建物及び構築物	27,762	リース債務	2,714
機械装置及び運搬具	55,713	繰延税金負債	4,819
工具、器具及び備品	11,969	役員退職慰労引当金	128
土地	8,105	環境対策引当金	30
リース資産	4,171	退職給付に係る負債	9,170
建設仮勘定	6,904	その他	3,079
無形固定資産	**3,079**	**負債合計**	**104,020**
投資その他の資産	**11,088**	**（純資産の部）**	
投資有価証券	4,540	**株主資本**	**122,345**
繰延税金資産	4,694	**資本金**	**9,972**
退職給付に係る資産	553	**資本剰余金**	**12,207**
その他	1,306	**利益剰余金**	**105,295**
貸倒引当金	△7	**自己株式**	**△5,130**
		その他の包括利益累計額	**△1,915**
		その他有価証券評価差額金	△238
		為替換算調整勘定	5,252
		退職給付に係る調整累計額	△6,929
		新株予約権	**113**
		非支配株主持分	**8,711**
		純資産合計	**129,253**
資産合計	**233,274**	**負債及び純資産合計**	**233,274**

連結損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**325,423**
売上原価		**276,846**
売上総利益		**48,577**
販売費及び一般管理費		**26,543**
営業利益		**22,033**
営業外収益		
受取利息	462	
受取配当金	88	
受取賃貸料	218	
その他	307	**1,077**
営業外費用		
支払利息	1,055	
持分法による投資損失	1,709	
為替差損	1,907	
その他	252	**4,924**
経常利益		**18,186**
特別利益		
固定資産売却益	67	
投資有価証券売却益	646	
その他	12	**726**
特別損失		
固定資産処分損	130	
その他	2	**133**
税金等調整前当期純利益		**18,779**
法人税、住民税及び事業税	7,459	
法人税等調整額	△108	**7,350**
当期純利益		**11,428**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,678**
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,750**

連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,880	10,937	96,861	△10,238	107,440
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	92	92			185
剰余金の配当			△1,316		△1,316
親会社株主に帰属する当期純利益			9,750		9,750
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		1,454		5,109	6,564
連結子会社株式の取得による持分の増減		△277			△277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	92	1,269	8,434	5,107	14,904
当期末残高	9,972	12,207	105,295	△5,130	122,345

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	767	12,645	△7,563	5,849	174	7,910	121,375
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)							185
剰余金の配当							△1,316
親会社株主に帰属する当期純利益							9,750
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							6,564
連結子会社株式の取得による持分の増減							△277
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,005	△7,393	634	△7,765	△61	800	△7,025
当期変動額合計	△1,005	△7,393	634	△7,765	△61	800	7,878
当期末残高	△238	5,252	△6,929	△1,915	113	8,711	129,253

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　20社

・主要な連結子会社の名称

株式会社ユニプレス技術研究所、ユニプレス九州株式会社、ユニプレス精密株式会社、ユニプレスモールド株式会社、ユニプレス物流株式会社、ユニプレスサービス株式会社、ユニプレスノースアメリカ、ユニプレスアメリカ、ユニプレスサウスイーストアメリカ、ユニプレスアラバマ、ユニプレスメキシコ、ユニプレスイギリス、ユニプレスロシア、ユニプレス（中国）、ユニプレス広州、ユニプレス鄭州、ユニプレス精密広州、ユニプレスインド、ユニプレスタイ、ユニプレスインドネシア

(2) 主要な非連結子会社の名称等

・非連結子会社の数　2社

・主要な非連結子会社の名称

ユニプレス九州テクノ株式会社、ユニプレスヨーロッパ

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法を適用した関連会社の数　5社

・主要な会社の名称

カナエ工業株式会社、株式会社サンエス、マニュエットオートモーティブブラジル、ユーエムコーポレーション、ユニプレス東昇大連

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

・主要な会社の名称

ユニプレス九州テクノ株式会社、山川運輸株式会社、サンエスメキシコ、ユニプレスヨーロッパ、三陽精工（佛山）、大盛広州、カナエックインディア

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

❶ 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

❷ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

❶ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主に定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法を採用しております。在外連結子会社につきましては、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物　　7～50年

・機械装置及び運搬具　　4～10年

❷ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産につきましては、定額法によっております。

❸ **リース資産**

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

❶ **貸倒引当金**

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権につきましては財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。

❷ **賞与引当金**

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

❸ **役員賞与引当金**

当社及び一部の連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

❹ **役員退職慰労引当金**

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

❺ **環境対策引当金**

当社及び一部の国内連結子会社において、PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

❶ **退職給付見込額の期間帰属方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

❷ **数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法**

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～20年）による定額法（一部の連結子会社については定率法）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～10年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

その効果が及ぶ10年間の定額法により償却しております。

(7) 在外子会社の会計方針

在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として国際財務報告基準に準拠して修正しております。また、連結決算上必要な修正を実施しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

❶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ユニプレスメキシコ、ユニプレスイギリス、ユニプレスロシア、ユニプレス（中国）、ユニプレス広州、ユニプレス鄭州、ユニプレス精密広州、ユニプレスタイ及びユニプレスインドネシアの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日（3月31日）との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

❷ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）、連結会計基準第44－５項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度末の資本剰余金が277百万円減少しております。

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社の連結子会社ユニプレスアメリカは、有形固定資産の減価償却方法について、従来主として定率法によっておりましたが、当連結会計年度から定額法に変更しております。

この変更は、近年の北米市場における得意先の相次ぐ新車種立上げに伴い、同社における設備の使用状況が従来と大幅に変わってきていることを受け、減価償却方法を見直すものであります。

従来は、生産車種が少なく、また設備の専用性が高かったことなどから、設備の稼働は経過年数とともに逓減する傾向にありました。しかしながら、近時の生産車種及び生産量の増加並びに設備の汎用化により、長期安定的な使用が見込まれることとなりました。このため、定額法による減価償却を行うことが、同社の有形固定資産の使用実態をより適切に反映すると判断いたしました。

この結果、従来の方法と比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が1,662百万円増加しております。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度から独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は212百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額　212,547百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

（1）担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）（注）	660百万円
建物及び構築物	502百万円
土地	802百万円

（注）関連会社（マニュエットオートモーティブブラジル）の金融機関からの借入金に対して担保に供しております。

（2）担保に係る債務

その他	100百万円

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金	1,471百万円
従業員の金融機関からの借入	60百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　47,710,073株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	528	12.50	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年11月4日取締役会	普通株式	787	17.50	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

❶ **配当金の総額**　788百万円
❷ **1株当たり配当額**　17.50円
❸ **基準日**　平成28年3月31日
❹ **効力発生日**　平成28年6月23日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

3 当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　314,300株

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式につきましては、四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2.参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	27,553	27,553	－
(2) 受取手形及び売掛金	42,090	42,090	－
(3) 投資有価証券	1,664	1,664	－
(4) 支払手形及び買掛金	(27,495)	(27,495)	－
(5) 電子記録債務	(2,784)	(2,784)	－
(6) 短期借入金	(20,980)	(20,980)	－
(7) 未払金	(5,225)	(5,225)	－
(8) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む)	(9,352)	(10,038)	685
(9) リース債務（１年内返済予定の長期リース債務を含む)	(3,488)	(3,537)	49

（*） 負債に計上されているものにつきましては、（ ）で示しております。

（注）1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(3) 投資有価証券
株式の時価につきましては、取引所の価格によっております。
(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金並びに (7) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(8) 長期借入金並びに (9) リース債務
これらの時価につきましては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（注）2.　非上場株式（連結貸借対照表計上額2,875百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1 1株当たり純資産額	2,674.58円
2 1株当たり当期純利益	217.81円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**39,459**	**流動負債**	**34,277**
現金及び預金	2,855	支払手形	231
受取手形及び売掛金	17,951	電子記録債務	2,757
有償支給未収入金	3,848	買掛金	12,402
製品	5,711	短期借入金	5,300
仕掛品	1,775	１年内返済予定の長期借入金	290
原材料及び貯蔵品	922	リース債務	433
短期貸付金	281	未払金	3,538
未収法人税等	2,924	預り金	7,187
繰延税金資産	852	賞与引当金	1,855
その他	2,338	役員賞与引当金	43
固定資産	**67,810**	その他	238
有形固定資産	**19,862**	**固定負債**	**4,848**
建物	4,354	長期借入金	4,000
構築物	279	リース債務	153
機械及び装置	5,300	退職給付引当金	421
車両運搬具	109	環境対策引当金	30
工具、器具及び備品	918	その他	242
土地	3,989	**負債合計**	**39,126**
リース資産	582	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	4,328	**株主資本**	**68,274**
無形固定資産	**927**	**資本金**	**9,972**
借地権	30	**資本剰余金**	**12,485**
施設利用権	14	資本準備金	10,599
ソフトウェア	882	その他資本剰余金	1,886
投資その他の資産	**47,019**	**利益剰余金**	**50,935**
投資有価証券	11	利益準備金	1,096
関係会社株式	37,327	その他利益剰余金	49,839
関係会社長期貸付金	9,015	別途積立金	19,250
繰延税金資産	306	繰越利益剰余金	30,589
その他	362	**自己株式**	**△5,119**
貸倒引当金	△4	**評価・換算差額等**	**△243**
		その他有価証券評価差額金	△243
		新株予約権	**113**
		純資産合計	**68,143**
資産合計	**107,270**	**負債及び純資産合計**	**107,270**

損益計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**110,104**
売上原価		**97,403**
売上総利益		**12,701**
販売費及び一般管理費		**10,681**
営業利益		**2,019**
営業外収益		
受取利息	99	
受取配当金	18,204	
その他	82	**18,386**
営業外費用		
支払利息	94	
売上債権売却損	44	
為替差損	1,095	
その他	33	**1,268**
経常利益		**19,137**
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	646	
新株予約権戻入益	12	**675**
特別損失		
固定資産処分損	90	
関係会社株式評価損	13,948	**14,038**
税引前当期純利益		**5,774**
法人税、住民税及び事業税	1,165	
法人税等調整額	214	**1,379**
当期純利益		**4,395**

株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当期首残高	9,880	10,506	431	10,937	1,096	46,759	47,855	△10,227	58,446
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	92	92		92					185
剰余金の配当						△1,316	△1,316		△1,316
当期純利益						4,395	4,395		4,395
自己株式の取得								△1	△1
自己株式の処分			1,454	1,454				5,109	6,564
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	92	92	1,454	1,547	－	3,079	3,079	5,107	9,827
当期末残高	9,972	10,599	1,886	12,485	1,096	49,839	50,935	△5,119	68,274

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	749	749	174	59,370
当期変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)				185
剰余金の配当				△1,316
当期純利益				4,395
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				6,564
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△993	△993	△61	△1,054
当期変動額合計	△993	△993	△61	8,772
当期末残高	△243	△243	113	68,143

（注）その他利益剰余金の内訳

（単位：百万円）

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	19,250	27,509	46,759
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			
剰余金の配当		△1,316	△1,316
当期純利益		4,395	4,395
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	－	3,079	3,079
当期末残高	19,250	30,589	49,839

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

❶ **子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法

❷ **その他有価証券**

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

❶ **製品・原材料・仕掛品**

総平均法（ただし、金型製品・仕掛品は個別法）

❷ **貯蔵品**

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物　15～50年

・機械及び装置　９年

・工具、器具及び備品　２～５年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産につきましては、定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については財務内容評価法により、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

❶ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

❷ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

(5) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、発生見込額を計上しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「受取手形」、「売掛金」は、事業の実態をより適切に表示するため、当事業年度から「受取手形及び売掛金」としております。

貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額

79,687百万円

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保資産の内容及びその金額

現金及び預金（定期預金）（注）	660百万円

（注） 関連会社（マニュエットオートモーティブブラジル）の金融機関からの借入金に対して担保に供しております。

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金	
ユニプレスアメリカ	8,465百万円
ユニプレスサウスイーストアメリカ	1,352百万円
ユニプレスアラバマ	1,803百万円
ユニプレス鄭州	2,290百万円
ユニプレス精密広州	2,349百万円
ユニプレスインド	1,214百万円
ユニプレスインドネシア	2,218百万円
マニュエットオートモーティブブラジル	1,471百万円
関係会社のリース取引	
ユニプレスアメリカ	1,385百万円
ユニプレスインドネシア	361百万円
従業員の金融機関からの借入金	55百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	8,536百万円
長期金銭債権	9,015百万円
短期金銭債務	10,093百万円

5 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	99百万円

上記の取締役及び監査役に対する金銭債務は、役員退職慰労金未支給額等であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	11,505百万円
仕入高	53,224百万円
有償支給高	28,252百万円
その他の購入高	6,665百万円
営業取引以外の取引高	19,700百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,655,010株

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	129百万円
賞与引当金	571百万円
未払社会保険料	82百万円
たな卸資産評価損	57百万円
関係会社株式評価損	5,983百万円
その他有価証券評価差額金	107百万円
その他	360百万円
評価性引当額	△6,129百万円
繰延税金資産合計	1,162百万円
繰延税金負債	
未収事業税	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.8%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した額）が53百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が47百万円増加し、その他有価証券評価差額金が5百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主及びその他の関係会社	新日鐵住金㈱	(被所有) 直接　17.4	資本・業務提携	自己株式の処分	6,564	—	—

(注)　当社は平成27年５月29日付で第三者割当による自己株式の処分を行っております。なお、処分価格は、取締役会決議日の直前１ヵ月間の終値の平均値に基づき決定しております。

2 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ユニプレス九州㈱	(所有) 直接　100.0	自動車用部品の加工委託 役員の兼任２名	部品・原材料の支給	18,761	有償支給未収入金	1,622
				自動車部品の購入	35,024	買掛金	3,085
				運転資金の借入	2,656	預り金	2,656
	ユニプレスアメリカ	(所有) 直接　60.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任１名	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	9,015
				債務保証	9,851	—	—
				増資の引受	1,128	—	—
	ユニプレスサウスイーストアメリカ	(所有) 直接　100.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任１名	債務保証	1,352	—	—
	ユニプレスアラバマ	(所有) 直接　100.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任１名	債務保証	1,803	—	—

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ユニプレス鄭州	(所有) 間接　100.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任２名	債務保証	2,290	—	—
	ユニプレス精密広州	(所有) 間接　100.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任２名	債務保証	2,349	—	—
	ユニプレスインド	(所有) 直接　85.3	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任２名	債務保証	1,214	—	—
				増資の引受	978	—	—
	ユニプレスインドネシア	(所有) 直接　79.7	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任３名	債務保証	2,579	—	—
				増資の引受	1,783	—	—
関連会社	マニュエットオートモーティブブラジル	(所有) 直接　40.0	自動車用部品の加工委託及び販売 役員の兼任１名	債務保証	1,471	—	—
				増資の引受	1,074	—	—

(注) 1. ユニプレス九州㈱との部品等の取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 部品・原材料の支給、自動車部品の購入につきましては、得意先から提示された価格を基に、交渉の上、決定しております。
3. 運転資金の借入につきましては、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によっており、取引金額は期末残高で表示しております。資金の借入の利率は、交渉の上、合理的に決定しております。
4. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
5. 債務保証につきましては、金融機関からの借入金等につき債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。
6. 増資の引受につきましては、取引時における子会社の財政状態を勘案して決定しております。

3 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	塩見荘一郎	—	—	当社監査役	(被所有)直接 0.1	ストックオプションの行使	ストックオプションの行使	11	—	—

(注) ストックオプションの行使につきましては、平成20年６月25日開催の定時株主総会及び平成21年６月25日開催の定時株主総会決議により付与されたストックオプションの、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しております。

１株当たり情報に関する注記

1 １株当たり純資産額 1,509.95円

2 １株当たり当期純利益 98.13円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【備考】記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書　謄本（連結計算書類）

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

ユニプレス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡田吉泰　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中桐光康　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ユニプレス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニプレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本（計算書類）

独立監査人の監査報告書

平成28年５月13日

ユ　ニ　プ　レ　ス　株　式　会　社
取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡　田　吉　泰　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　桐　光　康　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ユニプレス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月17日

ユニプレス株式会社　監査役会

常勤監査役　塩　見　壮一郎　㊞

常勤監査役（社外監査役）　柿　沼　光　宏　㊞

監　査　役　増　田　一　則　㊞

社外監査役　西　山　　茂　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番地
新横浜プリンスホテル 5階 シンフォニア

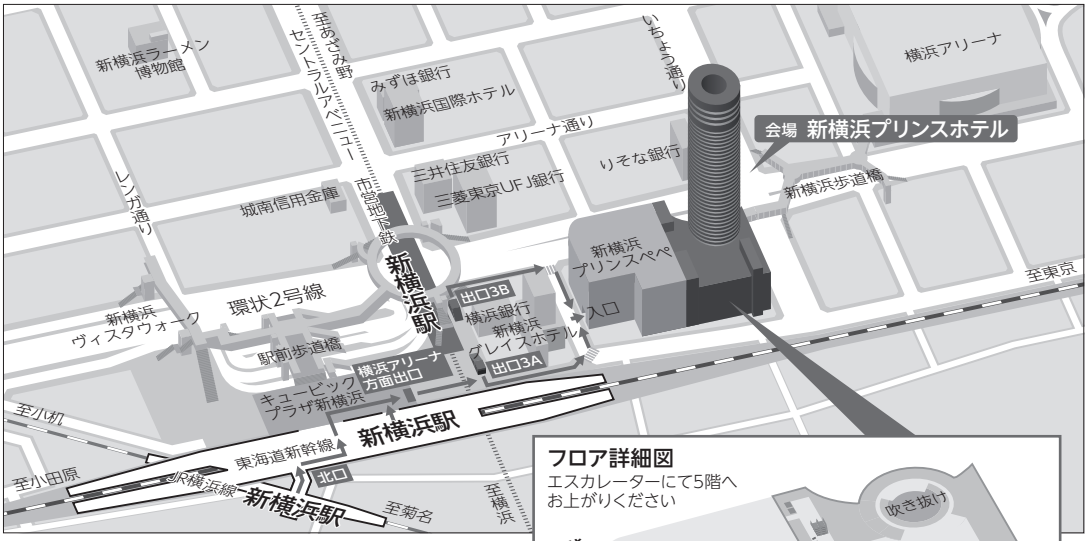

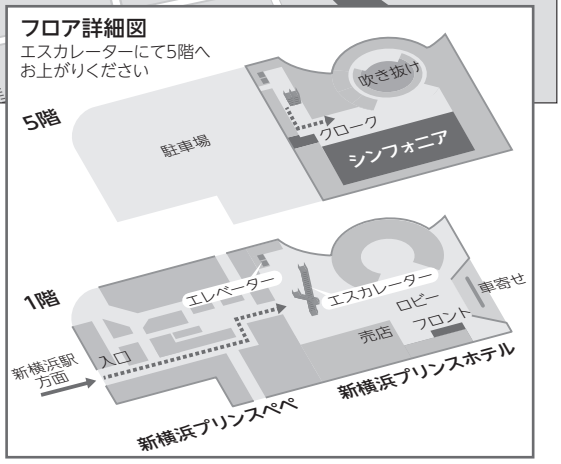

交通機関のご案内

JR「新横浜」駅
横浜線（北口）から徒歩5分
東海道新幹線（東口または西口）から徒歩5分
※改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。

横浜市営地下鉄線「新横浜」駅
（出口3Aまたは3B）から徒歩5分

ユニプレス株式会社

〒222-0033
横浜市港北区新横浜一丁目19番20号
http://www.unipres.co.jp/

UD FONT

VEGETABLE OIL INK